

市川第 20251210-0316 号

令和 7 年 1 月 2 日

一般競争入札の実施について

市川市長 田中 甲

下記のとおり入札を実施しますので公告します。参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に関係書類を添付のうえ提出してください。

記

1. 件 名 市川市衛生処理場 長期責任包括運営委託
2. 施行場所 市川市二俣新町 15 番地 市川市衛生処理場
3. 施行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで
(委託準備期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで)
4. 概 要 別紙仕様書のとおり

本委託は、本施設の運転及び維持管理等包括的な運営委託を行うものである。受託者は、維持管理・運営に関するノウハウを遺憾なく発揮し、安定性及び経済性に優れた運転管理を実施するものとする。

5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1) 入札に参加するにあたり、申請者の構成等を以下の要件を満たすものとする。(申請者を構成する企業を構成員という。)
- (1) 申請者は、単独企業または民法上の組合契約に基づく共同事業体とする。
 - (2) 申請者は本委託の実施に関して、申請書類の提出時に、構成員を本委託の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。
 - (3) 申請者は、複数の構成員を有する場合は代表企業を定める。当該代表企業が入札手続を実施するとともに、施行期間にわたり適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築する役割及び義務を負うものとする。
 - (4) 構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業を除き市の承諾を得て変更することができる。
 - (5) 構成員は、他の申請者の構成員になることができない。
 - (6) 構成員のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 条）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の申請者の構成員になることはできない。
- 2) 入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。
- (1) 単独企業の申請者または複数の構成員を有する申請者の代表企業に求める要件
 - ア 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）の大分類「施設等運営管理他」の中分類「施設の運転・管理」または中分類「その他」に登録している者
 - イ 処理能力日量 121 kL 以上、膜分離高負荷脱窒素処理方式の地方公共団体のし尿処理施設または汚泥再生処理センターにおいて、同一施設で継続して 3 年以上の運転管理実績を元請として有すること。
 - (2) 申請者の全ての構成員に求める要件
 - ア 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）に登録している者
 - (3) 申請者に求める要件

以下の要件については配置する技術者ごとにいずれかの構成員が要件を満たすこと。

- ア 廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格を有し、し尿処理施設または汚泥再生処理センターの運転管理の経験を有する技術者を業務責任者として専任配置できること。
- イ 本施設の運転管理等を行うにあたり、受託者の責務を達成するために必要な次の資格を有する技術者を配置できること。なお有資格者の配置については、1人の技術者が以下の要件の複数を満たす場合には、当該要件を兼ねることができる。
 - ・特定化学物質等作業主任者
 - ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ・電気工事士
 - ・危険物取扱者 乙種4類
- ウ 上記の他、仕様書に規定する技術者を適正に配置できること。
- エ ア及びイに定める技術者は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者が構成員に含まれる場合には、入札に参加できないものとする

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件の入札執行日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (2) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
- (3) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- (4) この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格外の措置を受けている者
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てまたは同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申し立てがなされている者または破産者で復権を得ない者
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申し立て若しくは通告を受けた者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (8) 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (9) 本市が本委託に係る選定支援業務を委託している者及び係る者と当該選定支援業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、ここでいう「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
また、本委託に関し、本市の選定支援業務を行う者及び提携関係にある者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社日産技術コンサルタント
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- (11) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における

る当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人

- (12) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- (13) 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

- (1) 申請期間 令和7年12月12日（金）から令8年1月13日（火）まで
(12月29日から1月3日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで（ただし、最終日のみ正午まで）
- (3) 担 当 課 市川市 環境部 クリーンセンター
(所在地) 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター
(電 話) 047-328-2387
- (4) 提出方法 上記(3)の担当課に持参または郵送による提出のみとする。
ただし郵送については、郵送記録が確認できるもの（一般書留、簡易書留、特定記録郵便、レターパックに限る。）とし、かつ申請期間に必着のこと。申請期間内に到着しない場合は無効とする。
- (5) 提出書類
- ア 「市川市一般競争入札参加申請書」（指定用紙。以下「申請書」という。）
- イ 誓約書（指定用紙）
- ウ 入札参加資格を確認するための書類
- ① 運転管理実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書等）
(申請日現在の実績で作成すること。)
- ② 本業務に必要な技術者を配置できることを証する書類の写し
(「公告5.2」(3)に規定する配置予定者一覧（指定様式）、配置予定技術者が申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）の写し、資格者証の写し、廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格については運転管理の経験を有することを証する書類の写し（運転管理業務における従業員名簿、組織体制表、業務経歴書等))
- エ 共同事業体が申請する場合、構成員一覧（指定様式）、委任状（代表企業）（指定様式）
- オ 協同組合が申請するときは、当該協同組合の定款（写し）及び組合員・組合役員が記載された「事業協同組合・役員・組合員名簿」（指定用紙）を提出すること（中小企業等協同組合法に定める協同組合でない法人は、提出不要。）。また、協同組合が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、新たに当該協同組合の理事会の構成員となった者がいる場合は、当該協同組合の理事会の構成員の入札参加資格は無効となるので、申請日以降に定款又は「事業協同組合・役員・組合員名簿」に変更がある場合は、直ちに上記(3)の担当課に申し出をし、指示された書類を提出すること。
- カ 有限責任事業組合（LLP）が申請するときは、当該有限責任事業組合契約の契約書（写し）を提出すること。また、有限責任事業組合（LLP）が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、当該有限責任事業組合の契約に変更がある場合は、直ちに上記(3)の担当課に申し出をし、指示された書類を提出すること。
- キ 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）において、「特定関係にある会社同士の入札

「参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、特定関係調書（指定用紙）

- ※ 申請書等には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）を記載すること。
- ※ 申請書等の記載事項（現況）が市川市入札参加業者適格者名簿と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に住所・商号又は名称・代表者等が変更した場合は、その旨を直ちに上記(3)の担当課に連絡した上で、ちば電子調達システムで作成した入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写しを入札開始時刻までに提出すること。
- ※ 指定用紙は市川市ホームページからダウンロードすること。

(6) 入札参加資格の有無

- ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和8年1月23日（金）午後5時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。
- イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和8年1月23日（金）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、「参加資格者証」という。）を電子メールで送信する。なお電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。
- ウ 協同組合が申請する場合において、当該協同組合の理事会の構成員である者が交付を受けたときは、上記イの参加資格者証は無効となり、資格は無かったものとする。

7. 質疑について

- (1) 入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、6.(3)の担当課宛てに電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

（質疑書は市川市ホームページからダウンロードすること。）

- ア 質疑提出期間 6.(1)の申請期間と同期間（ただし、最終日は正午まで）
 - イ 質疑提出電子メールアドレス clean-center8@city.ichikawa.lg.jp
 - ウ 質疑回答日 6.(6)イに規定する参加資格者証の送信期限と同日時
- (2) 質疑に対する回答は電子メールで行う。なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し電子メールで行う。

8. 現場視察及び資料閲覧

別紙1のとおり。

9. 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月28日（水）午後2時00分から
- (2) 場所 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター 管理棟2階 会議室A

10. 入札保証金 免除

ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく契約を締結しないときは、市は入札価格に100分の110を乗じた金額を8で除した額の100分の5に相当する額の合計額を違約金として徴収できるものとする。

11. 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無

- (3)概算払 無
- (4)その他 別紙2のとおり。

12. 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用する最低制限価格の設定 無
13. 内訳書の提出 有 (市指定の内訳書を入札時に提出すること。なお、入札直後に行う再度の入札では不要とするが、落札者は後日、当該落札金額に応じた内訳書を持参により速やかに提出すること。)
※項目ごとに見積もり金額を積み上げた積算内訳及び、契約期間中の各年度における年額を記入した市指定の内訳書を必ず提出すること。

14. 入札金額の記載方法

- (1)入札書に記載する金額は、契約期間全体の固定費（税抜額）、変動費単価（税抜額、1円未満は切捨て）、変動費単価に全期間計画処理量を乗じて得た金額及び契約期間全体の総額（税抜額）である。
- (2)落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15. その他の入札必要事項

- (1)入札に際し、市指定の内訳書を提出すること。
- (2)入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。
- (3)代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）により入札する場合は、入札前に委任状（代理人等）を提出すること。なお、委任状（代理人等）及び入札書には、本人及び代理人等が記名、押印すること。
- (4)一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5)本件入札の予定価格は、契約期間全体の総額について設定するものとする。
- (6)予定価格以内の入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (7)予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (8)落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

16. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

17. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- (7) 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- (8) 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ・記名押印のない入札書
 - ・入札金額を訂正した入札書
 - ・入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・要領を知得することができない入札書
 - ・鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - ・代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

18. 契約保証金

契約保証金として、入札書記載の契約期間全体の総額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を8で除した金額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、落札者が市川市財務規則第117条第2項及び第3項第1号に該当する保証を付したときはこれを免除する。

※履行保証保険に加入する場合は、「保証（保険）期間」を契約締結日から施行期間終了日までとすること。施行期間の開始日からではないことに留意すること。

19. 契約条件等

- (1) 落札者は落札決定後、速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 契約金額は、次の各号のとおりとする。
 - ア 固定費分は、入札書に記載された固定費分の金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額（1円未満は切捨て）を加えた額を契約金額とする。
 - イ 変動費分は、入札書に記載された単価（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨てしない）を契約単価とする。
- (4) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が5.に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が17.に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (5) 協同組合及び当該協同組合の理事会の構成員が入札で競合し、当該入札の結果、協同組合又は当該協同組合の理事会の構成員が契約を締結した時は、当該契約は解除となり、損害賠償等の対象となる。

20. 業務の履行について

業務の履行にあたっては、別紙「業務委託契約の適正な履行について」を遵守しなければならない。

21. その他

- (1) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (2) 「一般競争入札参加資格者証」を受領後に入札を辞退するときは、入札辞退届又はその旨を明記した書類を6.(3)の担当課に提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

22. 問い合わせ先

市川市 環境部 クリーンセンター 電話047-328-2387

別紙1 現場視察及び閲覧資料

視察等希望者は、現場視察申込書（指定様式）により電子メールで申込みをした上で、視察等の際に、現場視察に係る誓約書（指定様式）を提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、現場視察申込書が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、視察等の日時については、電子メールにより各提出者へ連絡する。

(1) 受付期間及び日時

令和7年12月12日（金）から令和8年1月23日（金）までの午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 留意事項

- 1) 複数の企業による現場視察及び資料閲覧を希望する場合は、その内の1者が代表として、現場視察申込書（指定様式）により申し込むこと。ただし、現場視察に係る誓約書（指定様式）は、現場視察及び資料閲覧に参加する各社が提出すること。閲覧及び現場視察の際に、現場視察に係る誓約書（指定様式）の提出がない場合には、現場視察及び資料閲覧は行わせないものとする。
- 2) 現場視察及び資料閲覧の参加人数の制限は設けない。参加にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、全ての参加者が持参すること。
- 3) 現場視察及び資料閲覧は、1回3時間程度の予定とする。なお、視察、閲覧の回数は、当該期間中に併せて計4回までとする。また、現場視察と資料閲覧は同回に行ってもよいが、市職員が同行するため、参加員は常に団体で行動し、現場視察と資料閲覧を分担することは不可とする。
- 4) 現場視察及び資料閲覧では、参加者からの質問は一切受け付けない。

(3) 資料の閲覧

閲覧する資料の一覧は別表1を参照のこと。

- 1) 閲覧場所 市川市衛生処理場内
- 2) 閲覧にあたっての留意事項
閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。また、閲覧において資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は行ってはならない。

(4) 現場視察の開催

- 1) 対象施設 市川市衛生処理場
- 2) 視察にあたっての留意事項
ヘルメット、安全靴等の安全保護具は、現場視察の参加者が準備すること。

別表1

閲覧図書	
<p>■施工図書（平成11年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設全体配置図 ● 全体動線計画図 ● 運転人員調書 ● 主要機器の耐用年数 ● 主要な特許リスト ● 主要機器メーカーリスト ● 各階機器配置断面図 ● 各階機器配置平面図 ● 建物立面図フローシート ● 電気設備主回路単線系統図 ● 意匠図 ● 機械設備図 ● 電気設備図 ● 外構図 ● 建築設備図 ● 竣工図 ● 竣工写真 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事写真 ● 取扱説明書 ● 運転マニュアル ● 試運転報告書 ● 引渡性能試験報告書 ● 単品機器試験報告書 ● 危機管理台帳 ● アフターサービスリスト ● 予備品・工具リスト ● 行政提出書類 ● 上記以外「完成図書一覧」掲載図書 <p>■運転実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前処理設備作業日報 ● 主処理設備作業日報 ● 水質分析日報・月報・年報 ● 精密機能検査報告書

別紙2 本委託において本市が受託者に支払う対価について

1. 対価の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
固定費 i	・人件費 ・一般管理費 ・その他費用	■各支払期の支払金額 = [左記対象費用の運転管理期間中の合計金額] ÷ 支払回数
固定費 ii	・維持管理費（補修費用除く） ・電気料金 ・水道料金 ・燃料費 ・油脂類費 ・その他費用	■各支払期の支払金額 = [左記対象費用の運転管理期間中の合計金額] ÷ 支払回数
固定費 iii	・補修費用	■各支払期の支払金額 = [左記対象費用の運転管理期間中の合計金額] ÷ 支払回数
変動費	・薬品費 ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより受託者が提案できる。）	■各支払期の変動費 = 各支払期の処理量（実績値）× 契約単価（円/kL）

※1 「対価の算定方法」に記載してある「各支払期の処理量（実績値）」の単位は(kL)とし、小数点以下第3位(1L単位)までを有効桁数とする。

2. 対価の支払方法

(1) 支払回数

支払回数は、落札後、協議により決定するものとする。

(2) 委託者は、本施設の引渡し後、本契約の規定に従い毎月の月報を受領した場合、当該受領日から起算して10日以内に検査を行い、受託者に対して委託確認結果を通知する。受託者は、当該通知及び協議により決定された支払回数に従い、速やかに該当の支払期に相当する委託金額に係る請求書を委託者に提出する。委託者は、請求を受けた日から起算して30日以内に、受託者に対して当該委託金額を支払う。

1) 変動費の1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）× 契約単価（円/kL）によるものとする。なお、変動費の1回あたりの支払額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3. 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

本委託に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。なお、当該指標は合理性及び妥当性があると委託者が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区分	改定の対象となる費用	指標
固定費 i	・人件費 ・一般管理費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
固定費 ii	・維持管理費（補修費用除く） ・油脂類費 ・その他費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・電気料金 ・水道料金	基本料金は各供給受託者等との需給契約が変更等された場合、委託者と受託者が変更内容をもとに協議し、委託者が変更等を決定。 使用料金は「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局。
	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/灯油」日本銀行調査統計局
固定費 iii	・補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局
変動費	・薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより受託者が提案できる。）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

本委託に係る対価の支払額については、年1回見直しのための確認を行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、3%を超過する増減があった場合に、受託者と委託者は改定に係る協議を行うことができるものとする。なお、受託者は変動の有無によらず、委託者へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、9月30日までに見直しを行い、翌年度の本委託の対価を確定する。改定された本委託の対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和8年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、令和8年9月30日までに見直しを行い、令和9年度の本委託の対価を確定する

(比較対象は令和7年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とする。)改定された本委託の対価は、令和9年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は本委託の契約に定めた額となる。

4. 改定の計算方法

(1) 算定式

本委託に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y ：改定後の当該費用（税抜）

X ：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは本委託の契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \quad \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指數については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指數とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

5. 消費税及び地方消費税の改正による改定

委託期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、委託者の受託者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、委託者が改定内容にあわせて負担する。

6. その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、「4 (1) 算定式」による見直し方法が適当でないと委託者が認めた費目については、委託者と受託者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。